公告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 2 項の規定により 大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第 3 項において準 用する同法第 5 条第 3 項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和元年7月2日から4月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和元年7月2日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アスティ大垣 大垣市高屋町一丁目130-2 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 名古屋ステーション開発株式会社 代表取締役 坂田 一広 名古屋市中村区名駅1丁目1番3号 JRゲートタワー39階
- 3 変更しようとする事項
 - (1)施設の配置に関する事項(位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり)

項目	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	4 8 0 台	4 7 8 台

(2)施設の運営方法に関する事項

項目	変更前	変更後
大規模小売店舗において	㈱デリカスイト	㈱デリカスイト
小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	$6:00 \sim 24:00$	24 時間
		(一部 7:00~
		22:00)
	その他の小売業者	その他の小売業者
	$7:00\sim22:00$	7:00~22:00
	10:00~19:00	9:00~22:00
	10:00~20:00	
	10:00~22:00	
荷さばき施設において	5:00~24:00	24 時 間
荷さばきを行うことができる時間帯	0.00 24.00	2 7 7 10

4 届出年月日

令和元年6月26日